

◆「耐震基準」とは？

一定の強さの地震が起きても倒壊または損壊しない建築物が建てられるよう、建築基準法が定めている基準のことをいう。

- ・旧耐震基準（昭和56年(1981年)5月31日まで）

震度5強程度の地震でほとんど損傷しないことを検証

- ・新耐震基準（昭和56年6月1日以降）

震度5強程度の地震でほとんど損傷しないことに加えて、震度6強～7に達する程度の地震で倒壊・崩壊しないことを検証

参考：『政府広報オンライン』